

一般財団法人静岡県サッカー協会 事業収支決算書 使用科目一覧

1. 各事業の担当者は事業終了後、管轄する支部・委員会の責任者および監事の監査を受けて、1ヶ月以内に収支決算書を県協会事務局に提出して下さい。
2. 収支決算書を作成する場合、下記に示す勘定科目を使用して下さい。
なお勘定科目が不明の場合は事務局にお問合せ下さい。

3. 科目 内容説明

(1) 収入

事業収入	事業収入 参加料・受講料 出版物料 広告料	……… 参加料 受講料 ……… ………	有料試合の売上金（主にチケット代など） 大会、事業等の参加料 指導者講習会、審判講習会等の受講料 プログラム、ルールブック、会報など、有料で販売したもの プログラム、広告看板、バナーなどへの広告掲載料
補助金等収入	補助金 協賛金 寄付金	……… ……… ………	J F A、S F A、東海 F A、種別委員会、県などからの補助金 企業、テレビ局などが事業に賛同し助力してくれた資金 相手が見返りを求めずに提供した金品
その他収入	雑収入	………	銀行預金利息、ほか上記には該当しないもの

(2) 支出

事業費	納付金 広告宣伝費 研修費 謝金 旅費交通費 審判費 福利厚生費 警備費 清掃費 会議費 通信費 印刷費 表彰費 賃借料 消耗品費 修繕費 荷造運賃 損害保険料 支払手数料 雑費 預り消費税 本部経費	……… ……… ……… ……… 日当（ ） 日当（ ） 交通費 宿泊費 審判料 審判交通費 審判宿泊費 食糧費 慶弔費 ……… ……… ……… ……… ……… ……… ……… ……… ……… ……… ……… ……… ……… ……… ……… ……… ……… ……… ……… ……… ……… ……… ……… ……… ……… ……… ……… ……… ……… ……… ……… ………	J F A納付金、各種申請料、大会参加料など チラシ、DM、広告看板などの製作費、掲出料など (但し、テレビ局が主催・協賛した場合のポスター、チラシは該当しない) ルールブック、資料本などの講習教材費、指導者・審判員育成に係る費用 講師・コーチ・インストラクターなどへの謝金 運営役員、補助員に対する日当 ドクター、看護師、マッチコミッショナーに対する日当 運営役員、補助員、ドクター、看護師、マッチコミッショナー等に対する交通費実費分 運営役員、補助員、ドクター、看護師、マッチコミッショナー等に対する宿泊費実費分 審判員に対する報酬 審判員に対する交通費実費分 審判員に対する宿泊費実費分 食事代、弁当代など 祝儀、香典など 会場や駐車場の警備・整理の為、外部の警備会社、交通整理員に支払う費用 会場内外の清掃を外部の業者に依頼した場合に支払う費用 運営会議、準備会議、反省会等で使用した施設使用料、出席者食事代など 切手代、ハガキ代、郵送代、電報料、電話代、パソコン通信費など コピー代、印刷代、プログラム製作費など 賞状、トロフィー、カップ、メダルなど賞品、参加賞などに係る費用 グラウンド、施設、機械、備品などを使用する場合の利用料など 会場設営に係る仮設物やテント等のリース代、設置費用など 事務用品、ボール、石灰、ピブス、医薬品、など (使用していくと消滅したり、本来の能力や効果が失われる物品のこと) 備品やOA機器の修理、整備代など 宅配便、運送業者などの配送に係る費用 事故、傷害、盗難などの不慮の災難にあった場合に備えて掛ける保険料 各種証明書発行手数料、銀行・郵便局の振込手数料、法定の諸手数料など 飲料水、副食品、氷、ほか上記に該当しないもの 企業等から協賛金がある大会において、一時的に県協会にて預る消費税 県協会事務局、支部事務所などで発生する諸費用（通信費、印刷費など）
-----	---	---	---